

令和2年4月8日

保護者様

大阪市教育委員会
大阪市こども青少年局
大阪市立墨江小学校
校長 東邦裕

令和2年4月7日付け「緊急事態宣言」を受けた対応について
(お知らせ)

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、政府が、令和2年4月7日付けで「緊急事態宣言」を行ったことを受け、大阪市においても、幼児児童生徒の更なる感染予防の徹底を図るため、大阪市立の全ての幼稚園・小学校・中学校について、先にお知らせした期間を延長して、令和2年4月8日（水曜日）から令和2年5月6日（水曜日）まで臨時休業を実施させていただき、登校日も当面の間、中止いたします。また、入学式並びに始業式につきましては、5月6日（水曜日）まで一切行わないこととの指示がありました。

引き続き、保護者の皆様におかれましても、今般の「緊急事態宣言」の趣旨をご理解賜り、次のとおりご家庭でのお子様の健康状態の把握、感染症予防の指導、ならびに家庭生活の留意事項について、よろしくご理解ご協力を重ねてお願い申しあげます。

ただし、小学校低学年等のお子様や特別支援学級などに在籍するお子様につきましては、ひとり親家庭をはじめ、保護者の仕事などの事情で、どうしても家庭でお子様の監護ができない場合や、お子様が一人で留守番ができない等の場合には、学校園にご相談ください。通常のいきいき活動は休止となりますが、連携して対応させていただきます。

なお、「緊急事態宣言」に係る対応については、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたしますので、よろしくお願ひ申しあげます。

記

1 臨時休業期間の延長

- ・令和2年4月8日（水曜日）～5月6日（水曜日）を臨時休業とします。

（4月19日までとしておりました臨時休業期間を延長します。）

※5月7日（木曜日）以降の学校園の再開については、改めてお知らせします。

① 入学式並びに始業式について

- ・入学式並びに始業式については、当面の間、延期します。5月6日までに行うことはありません。開催日が決まりましたら、改めてお知らせします。

② 登校日の設定

- ・登校日は、当面の間、中止します。登校日を実施する場合は、改めてお知らせします。

③ 教科書給与、学習課題・教材等の配付について

（手提げ袋等をもってきてください）

- ・4月12日（日曜日）、13日（月曜日）、14日（火曜日）を教科書給与、学習課題・教材等の配付日としますので、保護者の方のみ来校してください。

4月12日（日）

場所：講堂

※混雑緩和のため、お住まいの地域で時間指定させていただきます。

長峡、千躰、殿辻、上住吉、住吉、校区外にお住まいの方	9時30分～10時10分	13時00分～13時40分
墨江にお住まいの方	10時20分～11時00分	13時50分～14時30分

4月13日（月）、14日（火）

場所：講堂

※お住まいの地域による時間指定はありません。

午前	午後
9時30分～11時00分	13時00分～14時30分

保護者が3日間に来校することができない場合、体調が悪い場合は、個別に相談に応じますので、学校までご連絡ください。（無理をしないでください）

④ 幼児児童等の学校園での居場所の確保等について

- 保護者の仕事などの事情で、どうしても家庭で子どもの監護ができない場合や、子どもが一人で留守番ができない等の場合は、学校園で居場所の確保を行い、その後、児童いきいき放課後事業に引き継ぎます。保護者が仕事を休まれる等、家庭でお子様の監護が可能な方は、ご家庭での監護をお願いします。
- なお、給食は実施されませんので、お弁当が必要です。
- マスクを着用いただくなど、可能な範囲で感染症対策に努めてください。

2 家庭での日常の健康状態の把握のお願い

- 臨時休業期間中は、ご家庭で、毎朝、体温を測る等、お子様の健康状態のご確認をお願いします。健康状態の確認に際しては、添付の「健康観察表」をご使用願います。・「健康観察表」は、ご家庭で記載いただくとともに、4週間分はご家庭で保管いただくようお願いします。
- お子様が、次の状況になった際は、学校に電話等でご連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。預かりへの参加はご遠慮ください。

- ① お子様が、新型コロナウイルスの感染が判明した場合
- ② お子様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
- ③ お子様と同居されている保護者様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合

④ お子様に、発熱（37.5度前後）等のかぜの症状が見られる場合

- ・居場所の確保・児童いきいき放課後事業中に発熱等の症状がみられた場合は、お迎えをお願いしますので、連絡を取れるようにお願いします。
- ・上記④の場合で、お子様の健康状態に、次のいずれかの症状が確認された場合は、「新型コロナウイルス受診相談センター」（電話番号：06-6647-0641）へのご相談をお願いします。

- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ・かぜの症状や37.5度前後の発熱が4日以上（基礎疾患等のある方は、症状が2日程度）続いている（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）

*「新型コロナ受診相談センター」に相談し、受診を勧められた医療機関がある場合は、その医療機関を受診ください。（複数の医療機関を受診することは、お控えください）

*医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

3 家庭生活における留意事項

お子様の健康確保について努めていただくとともに、以下についてご留意いただきますようお願いします。

○計画的な家庭学習や家族の一員として家事の手伝い等にとりくむことができるようお願いします。

○「緊急事態宣言」がされておりすることから、不要不急の外出を避けるとともに、外出が必要な際も人が集まる場所や交通機関の利用ができるだけ避けるなど、感染予防に努め、健康に十分注意してください。

○お子様の健康保持の観点から、運動不足やストレスを解消するために行う運動の機会を確保することも大切であると考えており、日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を安全な環境の下で行っていただきますようお願いします。ただし、一度に大人数が集まって人が密集することのないよう配慮をお願いします。

○日々のお子様の心身の状況の変化に気を配るとともに、お子様への声かけや会話を通して、心身の健康と安全安心への配慮をお願いします。

○スマートフォンやゲームなど、過度な使用とならないよう、家庭においてお子様との話し合いを通じてルールづくりに努めていただきますようお願いします。

○家庭において保護者が不在になる場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、確実な施錠を行い、訪問者への対応は控えるよう注意喚起をお願いします。

4 新型コロナウィルス感染症の予防

ご家庭の皆様で、新型コロナウィルス感染症の予防に努めてください。

○十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけてください。

○手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石鹼やアルコール消毒液などで手を洗ってください。

○咳などの症状のある方は、咳エチケットを行ってください。換気を励行してください。

○密集した場所への不要不急の外出を控えていただくとともに、人ごみの多い場所への外出を控えてください。